

議第28号

高山市立荘川義務教育学校（仮称）等整備工事（建築）請負契約の変更について

高山市立荘川義務教育学校（仮称）等整備工事（建築）請負契約について、次のとおり変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議決を求める。

令和7年2月26日提出

高山市長 田 中 明

記

- | | |
|------------|--|
| 1 変更前の契約金額 | 2, 170, 300, 000円 |
| 2 変更後の契約金額 | 2, 234, 221, 000円 |
| 3 契約の相手方 | 飛騨・丸仲特定建設工事共同企業体
代表構成員 高山市初田町3丁目45番地2
飛騨建設株式会社
代表取締役 林 誠
第2構成員 高山市松本町2223番地1
丸仲建設株式会社
代表取締役 住 裕治 |
| 4 変更の理由 | 現場発生土について、埋戻しを想定していたが、軟弱な土質であったため、埋戻しの際に土質改良を追加したこと等による。 |